

厚生労働省発保 0909 第 2 号
令和 8 年 9 月 9 日

中央社会保険医療協議会
会 長 城 山 英 明 殿

厚生労働大臣
上 野 賢 一 郎

諮 問 書

(薬機法等改正に伴う保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の所要の
見直しについて)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）の所要の見直しについて、貴会の意見を求めます。